

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2021年5月(2021.4.20~2021.5.25)

法令情報

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

<政令第144号>(2021.4.21公布、2021.10.22施行)

ストックホルム条約の第9回締結国会合において、新たな廃絶対象物質が決定したことを受け、国内担保法である化審法にて、殺虫剤に使用される「2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール」及び撥水材等に使用される「PFOA(ペルフルオロオクタン酸)又はその塩」が製造又は輸入の許可(原則禁止)が必要な第1種特定化学物質に指定されました。また、PFOA等が使用されている撥水剤や接着剤等13種の製品が輸入禁止製品に指定されました。

当該物質等の製造・輸入及び当該製品の使用等が規制されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109478.html>

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMI1040&id=595121023&Mode=1>

2-1. 容器保安規則等の一部を改正する省令 <経済産業省令第44号>(2021.4.23公布、同日施行)

-2. 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する

技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 <経済産業省告示第105号>(同上)

2019.1.1に発効したモントリオール議定書のキガリ改正により、地球温暖化係数の高いハイドロフルオロカーボン(HFC)等の段階的削減が進められています。現在、HFCに置き換わる係数の低い冷媒の普及促進のため、一部の微燃性を有するフルオロカーボン類は、題記法令等で可燃性ガスから除外され特定不活性ガスと定義されています。今後さらに同種の冷媒の開発が想定されるため、定義の内容が冷媒名から性能規定値化されました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMI1040&id=595121025&Mode=1>

3-1. 石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の

保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

<厚生労働省令第96号>(2021.5.18公布、2021.12.1他施行)

-2. 石綿障害予防規則第46条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品

及び厚生労働大臣が定める者 <厚生労働省告示第201号>(同上)

労働安全衛生法に基づき、石綿を重量の0.1%を超えて含有する物は、原則製造・輸入等が禁止されています。しかし、2020年に一部の事業者が輸入し、販売した珪藻土バスマット等に石綿が含有していた事案が確認されたことを受けて題記法令が改正されました。新たに事業者に対して、珪藻土バスマット等の輸入の際、当該製品中に石綿が重量の0.1%を超えて含有していないことを書面により確認し、その書面を3年間保存する等の義務が追加されました。

当該製品等の輸入を行う事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMI1040&id=495200505&Mode=1>

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMI1040&id=495200506&Mode=1>

4-1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第 47 号＞(2021. 5. 14 公布、同日施行)

-2. テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等

製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示 ＜経済産業省告示第 111 号＞(同上)

省エネ法に基づき、液晶テレビ、有機 EL テレビについて、2026 年度を目標とする新しい省エネ基準等が定められました。

当該製品を製造する事業者等に適用されます。

＜参考＞経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210514002/20210514002.html>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について (2021. 4. 23環境省)

環境省と気象庁は、気温・湿度・輻射熱から算出される「暑さ指数 (WBGT)」の値に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に発表する、「熱中症警戒アラート」を運用開始しました。「暑さ指数」が 33 以上と予測される場合に発表され、熱中症の予防行動を促します。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109467.html>

2. マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集の取りまとめについて(2021. 5. 13環境省)

マイクロプラスチックの削減は、未だ世界的にも技術が確立していないものが多くあります。そのような中、実効的にマイクロプラスチックを削減していくには、日本企業が有する技術・ノウハウを、マイクロプラスチックの発生抑制・流出抑制・回収の観点から見直し、国内外に普及させていくことが重要です。今般、環境省は、マイクロプラスチックの削減に向けて、グッド・プラクティス集を取りまとめました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109499.html>

3. 水銀大気排出抑制対策の取組の公表について (2021. 5. 14 環境省)

環境省は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀の大気排出規制等を大気汚染防止法に基づき実施してきました。今般、水銀の大気排出抑制を確実に実施するため、水銀大気排出実態を取りまとめた資料集と水銀排出抑制対策等の取組に関するリーフレットが作成されました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109572.html>

4. 太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドラインの策定

及び意見募集結果について (2021. 5. 18環境省)

現在全国に設置されている太陽電池モジュールの排出は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT制度)の買取期間が終了する2030年代後半に本格化することが見込まれています。排出される太陽電池モジュールの有効利用の手段としてリユースが期待されていますが、リユースと称して使用できないものが海外へ輸出されたり、リユース可能品が処分されるケースがあります。これらの問題を受けて環境省は、太陽電池モジュールのリユース品としての客観的な状態、流通できるための条件や対処すべき事項について検討を行い、題記ガイドラインを策定しました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109600.html>

5. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2021. 4. 23 他 環境省)

株式会社かんでんエンジニアリングの全国 24 ヶ所の PCB 汚染物洗浄施設、三池製錬株式会社の福岡の PCB 処理物等焼却施設及びゼロジャパン株式会社の青森・新潟 6 ヶ所の廃 PCB 分解施設・PCB 汚染物洗浄施設が、廃棄物処理法に基づく、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109513.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109524.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109583.html>

意見募集情報

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)

及び低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件(案)に対する意見募集について (2021. 5. 14環境省)

現在、低濃度PCB汚染廃電気機器等は、廃棄物処理法による無害化処理認定業者等により無害化処理が行われますが、当該機器から低濃度 PCB 汚染絶縁油を除いた「抜油後容器等」の処理ができる施設数等が不足しているという課題があります。今般、新たに製鋼用電気炉等において、「抜油後容器」を無害化処理できることが確認され、製鋼用電気炉で無害化処理を行う際の基準の制定等の改正がおこなわれます。環境省は、改正案について2021. 6. 13まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=195210005&Mode=0>

公募情報

1. 2021 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)のうち「再生可能エネルギー事業者支援事業費(建物屋根上や空き地以外の場所を活用した自家消費型の太陽光発電設備(ソーラーカーポート等)及び蓄電池の導入を行う事業)」の公募開始について (2021. 5. 14 環境省)

本事業は、事業者等を対象に太陽光発電設備の設置箇所拡大による更なる CO2 削減を目的として、ソーラーカーポート(太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポート)等の自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入支援を行うものです。第3次まで公募があり 2021. 8. 10 まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109563.html>

2. 2021 年度「①廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業」

「②中小企業等における PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業」の公募について

(2021. 5. 24 環境省)

①は、民間企業等において高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理設備を導入し、その設備を地元自治体と連携し、エネルギー循環等に利用する事業に対して設備導入経費の一部を補助するものです。2021. 6. 25 まで募集しています。②は、使用中の PCB 使用照明器具を LED 照明器具に交換することにより発生する PCB 廃棄物の早期処理及び省エネ化を同時に達成することが確実と認められる事業に対し、PCB 使用有無の調査費用及び LED 照明器具への交換に係る費用の一部を補助するものです。2022. 1. 31 まで募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/109608.html>

以上